

・修正賦課方式

段階的に保険料を上げていき、やがて積立方式に回帰する方法。2004年改革まで、厚生労働省はこの方式で運営していると説明していた。

・2004年改革で賦課方式(95年後に若干の積立金をもつ)に転換した。

年金を賦課方式で運営すべきか？

・積立方式は資産運用のリスクを受ける。賦課方式により世代間でのリスク分散が図れると、厚生が改善することがある

・特定の世代が不遇な状況にあったとき、他の世代からの所得再分配が正当化される可能性はある。しかし、日本の現状はそれに合致するか？

・賦課方式が好ましくないときに、賦課方式がとられることがあるのか？

・賦課方式は世代間の所得再分配なので、引退世代と現役世代での政治過程の結果として見ることができる。

・高齢者に手厚い政策がとられることは年金に限らず、他の政策分野でも見られる。

・引退世代が強力な利益集団を形成しているわけでもないのに、有利な意思決定がされる政治的メカニズムは何か？

【賦課方式から積立方式への移行】

・ 移行過程では、二重の負担が作り出される。(ある世代は賦課方式のもとでの年上の世代への拠出に加え、積立方式として自分の給付のための拠出をおこなわなければならない。

・ 二重の負担を平準化すると、賦課方式に近づいていく。  
・ 賦課方式では二重の負担が存在しないわけではない。見えにくく隠れているだけである。

【参考文献】

八田達夫・小口登良、『年金改革論』，日本経済新聞社  
岩本康志，「公的年金の改革」，『大阪大学経済学』，第54  
巻第4号，2005年3月，174-186頁